

加茂市看護職員奨学金制度要綱

1 目的

加茂市看護職員奨学金は、県央医療圏における看護職員の充足に資するため、看護職員の資格を取得するための学校等に在学し、将来、看護職員の業務に従事しようとする学生（奨学生）に対して、毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与（無利息）する制度です。

卒業後、決められた条件を満たした場合には、返済が免除されます。

※ 県央医療圏とは、三条市、燕市、田上町、弥彦村、加茂市の5市町村です。

※ 看護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師のことを言います。

2 対象者（貸与条件）について

奨学金の貸与を受けられることができる方は、次のとおりです。

- ① 市内に居住する世帯の子弟又は市内に居住する者。
- ② 免許を取得するための学校等に在学し、学業成績が優秀である者。
- ③ 将来、県央医療圏において看護職員の業務に従事しようとする者。
- ④ 奨学金の貸与を受けなければ本人の就学が困難であること。

※ 「奨学金を受けなければ本人の就学が困難であること」の基準は、新潟県看護職員臨時修学資金所得基準の所得要件に準じています。

※ 加茂市外に転出（世帯）した場合は、それ以降の貸与を終了とします。

※ 加茂市奨学金（従来制度）との併用はできません。

（新潟県看護職員臨時修学資金をご活用ください。）

3 保証人、連帯保証人について

保証人は、申請者の父母又はこれに代わって家計を支えている者とし、連帯保証人は、第三者（別世帯（別居別生計）の65歳未満の成年者で収入がある者）としてください。

4 貸与額および期間について

月額50,000円以内（年額600,000円以内）で、最大5年間（上限300万円）

5 返済（償還）の期限および方法について

奨学金は、学資金として貸与（無利息）するお金です。奨学生は卒業後、加茂市看護職員奨学金条例及び同条例施行規則によって、返済しなければなりません。

（返済の免除条件に該当する場合を除く）

返済期限：貸与期間終了の月の翌月から起算して10年以内（猶予期間を除く。）

返済方法：半年賦又は年賦（ただし、繰上償還することができます。）

※半年賦：各年度の9月と3月に返済

※年 賦：各年度の3月に返済

返済されたお金は、再び奨学金の財源となり、後輩へと貸与されますので、返済が滞ることのないようお願いします。

6 返済（償還）の免除等について

看護職員の免許を取得し、卒業後（速やかに）、市が定める特定医療施設等に看護職員として5年間継続して従事した場合は、返済が免除されます。

※市が定める特定医療施設等

- ・ 県央基幹病院（令和5年開院予定）
- ・ 加茂市内の病院、診療所等

※特定医療施設等に看護職員として従事し、5年が経過するまでの間は、返済猶予期間となります。

<返済の猶予（その他理由の免除）と遅延利息について>

* 返済の猶予（その他理由の免除）

奨学生が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別の事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部の返済を猶予又は免除する制度があります。

* 遅延利息

正当な理由がなく、返済を怠った場合は、遅延利息（最大で年14.6%）が加算されますのでご注意ください。

7 その他

次の事由が生じた際は、速やかに手続きを行ってください。

- (1) 在学証明書の提出（教育委員会から提出の依頼があったとき。）
- (2) 休学、転学、退学などがあった場合
- (3) 住所等の変更があった場合
- (4) 保証人、連帯保証人を変更する場合
- (5) その他、教育委員会からの指示があった際は、その指示に従ってください。

<お問い合わせ先>

加茂市教育委員会 学校教育課

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL 0256-52-0080（内線451）

FAX 0256-53-4655

Email gakkyo@city.kamo.niigata.jp